●平成23年度国の補正予算（第３号）に係る
消防団安全対策設備整備費補助金及び
消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第２次）及び
消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第３次）

●東日本大震災を踏まえた大規模災害時における
消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書の概要

目次

CONTENTS

平成24年５月号 No.493

■ 表紙
大津市消防局
急流救助訓練（瀬田川）

『日本一暮らしやすい政令指定都市 くまもと』を目指して

熊本市消防局長　**大 塚　和 規**

本市は九州のほぼ中央に位置し、古来より政治・経済・文化などの拠点として栄えてきました。豊かな緑、豊富で清冽な地下水などの自然環境に恵まれるとともに、熊本城や水前寺成趣園をはじめ、市内各所に残る明治時代の文豪たちの足跡や伝統文化、芸能など、自然、歴史、文化の中に都市機能が融和した近代都市です。

平成20年10月６日に本市南部に位置する富合町と平成22年３月23日には同じく南部に位置する城南町、北部に位置する植木町との合併を経て、人口約73万４千人（平成22年国勢調査）の都市となり、本年４月１日に全国で20番目の政令指定都市として誕生しました。

また、昨年３月には九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、九州の中央にある地理的優位性や歴史、豊かな自然などの誇りを生かして、『**九州ど真ん中！日本一暮らしやすい政令指定都市 くまもと ～水と緑と歴史が息づき 未来へ挑戦する交流拠点都市～**』を目指しています。

さて、当消防局では、「災害対応力の強化」、「救急救助体制の強化」、「政令指定都市消防本部体制への移行」を主要事業として、現在、消防行政の施策に取り組んでいるところです。

まず、「災害対応力の強化」を図るため、火災予防対策の推進や地域における防災体制の充実に努めるとともに、職員の訓練研修を担任するセクションを新設し、人材育成の充実強化と時代の変革に即応できる組織力の強化を推進しているところです。

次に、「救急救助体制の強化」を図るため、増加する救急需要に適切に対応するとともに、より質の高い救急医療体制を構築するため、関係医療機関との連携、情報の共有化を図りながらプレホスピタルケアの充実、メディカルコントロール体制の強化を推進しているところです。そのための施策として、現在、救急ワークステーションの運用開始に向け準備を進めています。

また、政令指定都市移行に伴い特別高度救助隊を発隊し、高度救助資機材や特殊車両等の活用を図り、ＮＢＣ災害をはじめ複雑多様化する特殊災害に迅速に対応できるよう考えています。

最後に、「政令指定都市消防本部体制への移行」を適正に行うため、消防署所の適正配置を考慮しながら１行政区１消防署を構築するため整備に取り組んでいるところです。現在、消防署所の再編を図るとともに、合併に伴う消防行政管轄区域の拡大に対応するため、現行の３消防署体制から、平成26年４月には４署、平成28年４月には５署体制を確立し、熊本市内５行政区（中央区、東区、西区、南区、北区）１消防署体制への移行を確実に進めてまいりたいと考えています。

今後とも、「日本一暮らしやすい政令指定都市くまもと」を目指し、様々な課題に適切に対応するとともに市民のニーズに的確、柔軟に対処し、政令指定都市にふさわしい消防本部となるよう、職員一丸となって消防行政に邁進してまいる所存です。

平成23年度国の補正予算（第３号）に係る消防団安全対策設備整備費補助金及び消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第２次）及び消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第３次）

防災課／防災情報室／国民保護室

消防庁は、平成24年２月１日付けで平成23年度国の補正予算（第３号）に係る消防団安全対策設備整備費補助金及び消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第２次）を、及び、平成24年３月２日付けで消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定（第３次）を、行いました。

平成23年度の補正予算額は、消防団安全対策設備整備費補助金が19億9,456万8千円、消防防災通信基盤整備費補助金が143億2,871万8千円となっています。

1　交付決定の概要

（１）交付決定額

ア　第二次交付決定分

交付決定額の総額は41億7,391万1千円で、その内訳は次のとおりです。

①消防団安全対策設備整備費補助金　3億7,646万円
②消防防災通信基盤整備費補助金　37億9,745万1千円

イ　第三次交付決定分

交付決定額の総額は5,243万3千円で、その内訳は次のとおりです。

消防防災通信基盤整備費補助金　5,243万3千円

（２）交付決定の主な対象施設・設備及び数量

ア　第二次交付決定分

消防団安全対策設備整備費補助金については、水災用資機材、夜間活動用資機材等の整備に対し、207団体に交付決定を行いました。

また、消防防災通信基盤整備費補助金については、消防救急デジタル無線施設、防災行政デジタル無線施設及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備に対し、のべ121団体に交付決定を行いました。

イ　第三次交付決定分

消防防災通信基盤整備費補助金については、消防救急デジタル無線施設、防災行政デジタル無線施設及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備に対し、のべ５団体に交付決定を行いました。

2　交付団体・補助金額詳細

各団体の交付決定額等については消防庁ホームページに掲載しています（http://www.fdma.go.jp/）。

3　その他

今後は、消防防災通信基盤整備費補助金について、先般実施いただいた地方公共団体からの要望に基づき、追加交付決定（第四次）を実施する予定です。

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書の概要

防災課

1 はじめに

消防庁では、東日本大震災を受けて、消防審議会等での議論を踏まえ、昨年11月から「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を開催してきました。このたび、検討会の室﨑益輝座長（関西学院大学教授）から津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書が久保信保消防庁長官に提出されましたので、その概要を紹介します。

なお、当該検討会では、今後、最終報告書のとりまとめ（今年８月目途）に向けて消防団の装備・教育訓練の充実、消防団員の処遇改善・入団促進策及び地域住民の防災意識の向上等について検討が進められていく予定です。

2 中間報告書の概要について

(1) 東日本大震災における消防団の活動と消防団が果たすべき役割

①最初から最後まで

消防団は地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆けつけ、そして最後まで活動することを余儀なくされる。

②実に様々な活動に従事—地域コミュニティの核

住民の生命・身体・財産を守るという使命から必要とされるありとあらゆる業務に献身的に取り組んだところであり、まさに地域コミュニティの核というべき存在である。

③自助、共助、公助—地域の総合防災力向上における消防団の役割

郷土愛護の精神に基づく非常勤特別職の地方公務員からなる消防団は、公助の側面とともに、共助の側面も有しており、常備消防、警察、自衛隊及び行政機関と自主防災組織や地域住民との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。

地域の総合的な防災力を高めるために消防団が果たすべき役割は極めて大きくその充実が望まれる。

(2) 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等

①消防団員に多くの犠牲が出た要因

ア　想像を超えた津波

イ　津波の最前線—危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務

ウ　情報の不足

エ　地域住民の防災意識の不足

②津波災害時の消防団員の安全確保対策

津波災害時の潜在的な危険要因をできるだけ排除しておくことが求められる。また、津波災害にあっては、消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解しなければならない。

ア　地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善

○津波予測、観測の充実強化等（巨大地震まで測定可能な国内広帯域地震計、沖合津波計の活用等）

○津波警報の改善

イ　退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

■退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）

■津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限にしていく必要がある。

○水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担

○避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづ

室﨑座長から久保長官への中間報告書の手交H24.3.9

くりを促進
■津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成
○退避のルールを確立
住民に事前に説明し、理解を得ておくことが重要。
○指揮命令系統（団指揮本部→隊長→団員）の確立。
指揮者の下、複数人で活動
○水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
○津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。
経過した場合は直ちに退避
○隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令
ウ　情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化
○指揮命令系統に基づく情報伝達体制の整備
○各隊への双方向の情報伝達手段の確保
○情報伝達手段の多重化（車両を離れて活動する団員、参集途上の団員を考慮）
エ　消防団の装備及び教育訓練の充実
○安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備について整備
○安全管理マニュアルなどを消防団員に徹底するための訓練の積み重ねが重要。国や都道府県は取組を支援
オ　住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり
○市町村は、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒に地域ぐるみで具体的な避難計画を作成することが重要（消防団の退避ルールを説明）
○市町村は、都道府県と協力しながら、避難路や津波避難ビル等の整備を促進

③消防団員の惨事ストレス対策

心のケアの専門家を派遣する事業（消防庁、財団法人日本消防協会共同）等を実施。引き続き中長期的な視点を含めた対策を検討していく。

(3)消防団の装備、教育訓練の充実

○東日本大震災における消防団活動として救助や瓦礫撤去が多かったことを踏まえた装備と教育訓練のあり方について、検討を深めることとする。
○ポンプ車両などの装備についても、その更新が遅れているとの指摘もあり、団員の安全確保の面からも適切な時期での更新が望まれる。

＜最終報告に向けて議論＞

(4)消防団員の処遇改善及び入団促進等

○東日本大震災の教訓を踏まえて、地域の総合防災力を高めていくことや、防災教育などの取り組みの強化が求められている。
○消防団の処遇改善及び確保策の推進等については、これまでも多くの提言がなされており、それらも踏まえながらさらに検討を深める。
○各委員より、「現場で活動している人たちに、それなりの補償なり、報酬なりがいくような処遇のあり方の検討が必要である。」「少子高齢化で、団員の補充がなかなか難しい。特に地方の消防団は、新入団員の確保が難しい。」等の意見があった。

＜最終報告に向けて議論＞

(5)住民の防災意識の向上

○消防団員の活動時の安全を確保する観点からも、また、住民の命を守るためにも、住民の防災意識、率先避難の意識の向上を図っていくことが重要。
○消防団が果たすべき役割、これまでの少年消防クラブの取り組みなどを踏まえた学校との連携等についてさらに検討。

＜最終報告に向けて議論＞

(6)最終報告に向けて

○国、都道府県、市町村、消防団、地域住民は、それぞれの立場で地域における防災・減災に取り組んでいかなければならない。
○本中間報告を参考に各地で取り組みが進み、津波災害において、より多くの住民の命が救われるとともに、消防団員をはじめとする防災事務従事者の活動中の犠牲が発生しないことを期待したい。
○本検討会は、引き続き消防団の充実に向けて、活動環境の整備などの消防団への入団促進等、活動に相応しい処遇改善、消防団による広域応援、消防団と自主防災組織等との連携強化、防災教育への取り組みなどについて、検討を深めていく。

中間報告書の全文は消防庁のホームページからご覧いただけます。
http://www.fdma.go.jp

平成23年（1月～9月）における火災の概要（概数）

防災情報室

1　総出火件数は、36,961件、前年同期より1,180件の増加

平成23年（１月～９月）における総出火件数は、36,961件で、前年同期より1,180件増加（3.3%）しています。

これは、おおよそ１日あたり136件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成23年（1月～9月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比（%）	前年同期比	増減率（%）
建物火災	19,089	51.6%	▲1,437	-7.0%
車両火災	3,616	9.8%	▲142	-3.8%
林野火災	1,777	4.8%	▲566	46.7%
船舶火災	65	0.2%	▲3	-4.4%
航空機火災	4	0.0%	1	33.3%
その他火災	12,410	33.6%	2,195	21.5%
総火災件数	36,961	100%	1,180	3.3%

平成23年(１月～９月)は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

2　総死者数は、1,248人、前年同期より50人の減少

火災による総死者数は、1,248人で、前年同期より50人減少(−3.9%)しています。

また、火災による負傷者は、5,242人で、前年同期より289人減少(−5.2%)しています。

3　住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は、747人、前年同期より７人の増加

建物火災における死者937人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、859人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、747人で、前年同期より7人増加（＋0.9%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、91.7%で、出火件数の割合55.4%と比較して非常に高いものとなっています。

住宅火災における死者の発生率
※住宅火災（放火を除く）100件当たりの死者数

平成23年(１月～９月)は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

4　住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の６割以上が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）747人のうち、65歳以上の高齢者は489人（65.5%）で、前年同期より16人増加（＋3.4%）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ394人（57人の減・−12.6%）、着衣着火41人（12人の増・＋41.4%）、出火後再進入18人（１人の増・＋5.9%）、その他294人（51人の増・＋21.0%）となっています。

5　出火原因の第１位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の36,961 件を出火原因別にみると、「放火」3,943件（10.7%）、「たばこ」3,563 件（9.6%）、「こんろ」2,949件（8.0%）、「放火の疑い」2,871 件（7.8%）、「たき火」2,831件（7.7%）の順となっています。

6　住宅防火対策への取組み

平成16年６月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年６月１日から、既存在宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、昨年６月１日に全ての市町村で義務化されたところです。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防

火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、消防庁の平成23年６月時点の全国推計設置率は約71.1％に留まっています。

こうした状況を受け、今まで開催してきた住宅用火災警報器設置推進会議を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを平成23年度には全国4ヵ所で開催したほか、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器等の設置対策活動を行っていきます。

平成23年（1月～9月）における火災の概要（概数）

※1　本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用
※2　第１期（１月～３月)、第２期（４月～６月)、第３期（７月～９月)、第４期（10月～12月）

平成23年（１月～９月)は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

平成23年のデータは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用
過去５年間における火災の内訳

平成23年（１月～９月)は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた件数により集計しています。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、6,814件、総火災件数の18.5%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組みが進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器を現在、全国２地域に設置し、効果の検証を行っています。

8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、1,777件で、前年同期より566件増加（+46.7%）し、延べ焼損面積は約1,075haで、前年同期より約453ha増加（+73.0%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成24年３月２日消防特第35号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等についで周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の３月１日から７日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成24年は「忘れない 山への感謝と 火の始末」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

大規模防火対象物の防火安全対策の確保に関する検討部会報告について

予防課

1 はじめに

消防庁では、「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会」において、近年における都市再開発事業の進展、都市構造や生活様式の変化等を背景とした、大規模･複雑化した建築物等に係る効果的な防火･防災安全対策を検討し、この度「大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について」（以下「大規模建築物報告書」という。）をまとめました。

また、平成23年３月11日（金）に発生した東日本大震災を踏まえ、発災時における被災地及び首都圏での自衛消防組織等の対応実態や､その時の教訓等についても､「東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について」（以下「震災報告書」という。）としてまとめましたので、ここに紹介します。

2 報告書の概要（大規模建築物報告書）

１．検討の概要

本報告では、①地上からの高さが60mを超える大規模建築物、②駅ビルのように複数の建築物の各部分を通路等により密接なつながりを持ち、一見すると一つの建築物に見えるような大規模建築物、③延べ面積が８万㎡を超える大規模建築物について９対象物を選定し、以下に掲げる項目について検討を行った。

(1) 建築物が巨大な規模となっていることについて
- 防災センターに必要な機能・レイアウト等
- 非常用エレベーター・特別避難階段等消防活動上必要な施設の配置
- 自衛消防活動における消防隊との連携や円滑な災害対応を行うために必要な教育及び訓練のあり方
- 規制の適用単位の基本的な考え方

(2) 防火対策の関係者が極めて多数にわたることについて
- 共同で防火管理を行うために効果的な組織体制及びその確保方策のあり方　等

(3) 個別の具体的な対策について
- 大規模建築物等における避難対策の基本的な考え方等

(4) 地震防災・ＮＢＣ災害対策との関係について

２．検討結果の概要

検討結果を踏まえた主な対応等については、以下のとおり整理した。

(1) 防災センターに必要な機能・レイアウト等
- 防災センターは、災害活動を適切かつ効果的に行うための中心的役割を果たす場所であることから、大規模建築物等の計画・開発時には、防災センターの設置場所について、十分な余裕を持って消防機関と事前に協議することが必要である。

(2) 非常用エレベーター・消防隊進入経路・特別避難階段等消防活動上必要な施設の配置
- 非常用エレベーター等に係る事前協議は、市町村の火災予防条例等で規定しない限りは行政指導の範疇となることから、消防機関としては、開発許可や建築確認など、大規模開発に係る事前協議の機会等を捉えて指導を行っていくことも考慮すべきである。

(3) 自衛消防活動における消防隊との連携や円滑な災害対応を行うために必要な教育及び訓練のあり方
- 災害が発生した場合、消防機関に通報後、５～６分

程度で最初の消防隊が到着することを考えると、それまでの間に消防隊が必要とする情報を収集するための初動対応に特化した訓練を実施することは非常に有効である。

・従業員の災害対応行動の能力向上を図っても、責任者の能力向上を図らなければ効果的な災害対応を実施することは期待できないため、責任者向けの防災教育を行うことも有効である。

(4) 規制の適用単位の基本的な考え方

・建築物等において災害が発生した場合の在館者の避難は、当該建築物等で避難階等までの避難が完結するように避難経路等を整備することが前提であるが、災害の規模等によっては、当該建築物等だけでは避難が完結しない場合も想定される。よって、避難誘導方策の検討段階において近接する建築物等の事業者とも調整をしながら、あらかじめ地下街や地下鉄駅等の接続部を活用した避難も想定しておくことが有効である。

(5) 大規模建築物等における避難対策の基本的な考え方

・非常用エレベーターを活用した自力避難困難者の避難に関する消防機関の意見を集約すると、①消防隊が到着するまでは、自力避難困難者のために非常用エレベーターを使用してもやむを得ない、②消防隊到着後は、基本的に消防隊専用として非常用エレベーターを活用するが、消防活動上支障がない場合や緊急時には、非常用エレベーターの使用もやむを得ない、③自力避難困難者を一時避難場所まで避難させた場合における避難階までの避難に当たっては、消防隊に任せてほしい、ということであった。

3 報告書の概要（震災報告書）

1．検討の概要

本報告では、被災地（岩手県、宮城県及び福島県）に所在の防災管理対象物 (327) に対し、①平時からの備え、②発災時における防災管理体制の運用実態、③消防用設備等・火気設備等の被害状況、④津波発生時における対応についてアンケート調査を実施するとともに、被災地及び首都圏に所在の防災管理対象物から任意に28を選定し、ヒアリング調査及び発災時の対応に係る時系列の整理を行った。

2．検討結果の概要

検討結果を踏まえた主な対応等については、以下のとおり整理した。

(1) 消防計画・自衛消防組織に関すること

事業所の規模

事業所ごとの震度分布

県名	震度					合計
	5弱	5強	6弱	6強	7	
岩手県	2	25	12			39
宮城県	2	4	9	89	1	105
福島県		5	51	5		61
合　計	4	34	72	94	1	205

・消防計画の内容や共同防災管理協議事項がテナント等に理解されていなかったため、発災時にテナントから被害状況の報告がなく、専有部分も含めた建物の実態把握に多大な時間と労力を要した。実効性のある災害対応を行うためには、建物全体の防災管理を統括する者が担うべき役割と各テナントの防災管理者が担うべき役割を明確に整理した上で、統括防災管理者、各テナントの防災管理者、従業員、自衛消防組織の統括管理者等が相互に連携を深め、それぞれの役割を十分に認識し、建物全体として一体的な災害対応を行うことが極めて重要である。

(2) 災害対応訓練に関すること

・余震が続く中、整然と避難誘導を行うことができた一方、日常訓練が形式的なものであったために、発災時には訓練どおりの行動ができなかった事例もあったことから、訓練に当たっては、①訓練の参加目的を共有すること、②災害発生時の心理状態が不安定の中での在館者に対する情報提供の方法（容易に理解できる程度に整理した上で情報提供）も訓練すること、③訓練を通じて、多くの災害事象を経験し臨機応変な対応ができる能力を養うこと、④訓練を踏まえた消防計画等の見直しに当たっては、結果的に従業員の理解に困難を生じるような複雑な消防計画等に陥らないよう留意すること、⑤従業員が出張先等で被害に遭うことも考えられることから、そのようなことも視野に入れた従業員教育を行うこと、が必要である。

(3) 震災資器材・自家発電機・消防用設備等の取扱いに関すること

・自家発電機や非常放送設備等の操作方法がわからず、災害対応に支障を来したことから、日常の訓練では、震災資器材だけではなく、自家発電機、非常放送設備、スプリンクラー制御弁等の操作要領について、複数の者が理解しておくことが必要である。

(4) オフィス家具類の固定に関すること

・オフィス家具類の固定等の地震対策を施すことは、従業員や在館者がけがをすることを防ぐだけでなく、避難経路を確保するためにも必要不可欠な対策である。

(5) 来館者に対する安心の確保に関すること

・定期的な災害情報等の提供、積極的な来館者への声掛け等の対応が来館者に安心感を与えたという声が聞かれた。震災対応を円滑に行うためには、災害情報や公共交通機関の運行情報の提供、来館者に対する積極的な声掛け等「従業員は適切に災害対応している」姿勢を見せることも重要である。

(6) 従業員等の安否確認に関すること

・家族の安否が気になり、災害対応に集中できないという意見があった。組織として集中して災害対応を行うためには、従業員の安否のほか、当日不在にしていた従業員やその家族の安否について、災害対応をしている従業員に知らせることが重要である。

(7) 災害時の情報収集・連絡体制に関すること

・地震発生により、加入電話及び携帯電話は、通信回線のふくそうによる通信規制等の影響で使用できず、テレビやラジオ等の電気機器は、停電により使用不能に陥る事態が生じた。災害時の情報収集・連絡体制を確保するためには、通知回線のふくそう対策として「災害用伝言サービス」やメールの活用法を検討するほか、建物内の連絡手段としてトランシーバーを活用する等の検討が必要。また、停電の長期化対策として、電池式の携帯ラジオ、テレビ（ワンセグ）を整備することが重要である。

4 おわりに

大規模建築物報告書及び震災報告書の全文は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/）に掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。

平成23年度「救急業務のあり方に関する検討会」の報告書の公表

救急企画室

1 はじめに

救急出動件数は年々増加しており、平成23年には570万6792件（速報値）と過去最高の件数となりました。今後も引き続き救急需要の増大が見込まれる中、救急搬送体制の強化や救急業務の高度化等、救急業務の今後の課題やそれに対する対応策の検討が求められておりました。

また、平成23年３月11日に発生した東日本大震災においては、津波被害による道路事情の悪化や搬送先医療機関の被災、通信状況の悪化等の事情により、現場での救急活動が困難を極め、多くの課題等がみられたことから、大規模災害時の救急業務のあり方についても検討することが必要となりました。

そのため、大規模災害時を含めた救急業務のあり方全般について必要な研究・検討を行い、救命率向上を図ることを目的として、「救急業務のあり方に関する検討会」（座長：山本保博東京臨海病院長）（以下「検討会」という。）を４回に渡り開催しました。

2 主な検討事項

平成23年度の検討会では、「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）、「救急業務の高度化」、「市民等が行う応急手当」、「救急安心センター」について検討を行いました。

また、検討会の下に、大規模災害時における専門的な内容については、「災害時における救急業務のあり方に関する作業部会」を、ＪＲＣ蘇生ガイドライン2010（以下、「ガイドライン」という。）改正を踏まえた救急隊員等の活動に関する内容については、「救急隊員の救急蘇生ワーキンググループ」を設置し、各々検討を行いました。

3 各テーマにおける報告のポイント

(1) 実施基準

救急搬送における受入医療機関の選定困難事案等の問題を踏まえ、平成21年に改正された消防法に基づき、都道府県は協議会を設置し、実施基準を策定することが義務付けられました。

平成23年12月、すべての都道府県において実施基準が策定されたことを受け、ＰＤＣＡサイクルに沿った実施基準の運用に関する一連のフォローアップとして、都道府県の取組について実態調査を行うとともに、基準のフォローアップ勉強会を開催し、その結果を都道府県へフィードバックしました。

実施基準のフォローアップ（平成23年～）　概要

<目　的>

実施基準の運用に係る PDCA サイクルを構築し、基準の円滑な運用及び改善に資する。

<概　要>

実態調査	・【平成 23 年 12 月中旬～平成 24 年 1 月中旬】 ・調査表による運用実態調査を実施
勉強会	・【平成 24 年 1 月下旬～2 月上旬】 ・全都道府県を対象とし、1 グループ 7～8 団体からなる勉強会を開催
フィードバック	・【平成 24 年 3 月中旬～】 ・実態調査、勉強会等を踏まえた対応方針の策定依頼
対応方針の策定	・【平成 24 年 3 月中旬～】 ・フィードバックを受け、都道府県で実施基準の対応方針を策定

C　A　P　D

各都道府県で改善に取り組む。次年度以降、同様のサイクルを実施。

今後も国からの調査や情報提供のもと、都道府県における実施基準の運用改善や見直しが継続的に取り組まれることが重要です。

(2)　救急業務の高度化

これまでの検討において、傷病者の救命率向上や予後の改善のため、画像転送やビデオ喉頭鏡を活用した、救急現場における傷病者への適切な処置が有用であるとされています。

画像伝送システムは、各医療機関の診療科目等の把握など、さらに有効な活用ができるよう情報収集・検討を行っていく必要があります。また、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管は、手技が容易であることなど、大規模災害時においての活用も期待でき、地域のメディカルコントロール協議会において検討した上で、適切に判断の上、運用されていくことが期待されます。

一方、救急救命士の処置範囲拡大については、平成23年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「救急救命士の処置範囲に係る研究」（主任研究者：野口宏藤田保健衛生大学教授）研究班において、①血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、②重症喘息患者に対する吸入β刺激薬の使用、③心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施の三行為について、実証研究実施のための検討が続けられており、引き続き、安全性を確保した検討が期待されます。

(3)　市民等が行う応急手当

傷病者の救命率向上のためには、迅速な応急手当の実施及び搬送が不可欠です。

普通救命講習受講者数は平成20年をピークに以降減少傾向がみられています。

これらを踏まえ、受講者のニーズに合わせた応急手当講習を実施し、多くのバイスタンダーを養成することとしました。新たな応急手当講習の体系は、主に小児、乳児、新生児を対象とした「普通救命講習Ⅲ」や従来の普通救命講習より短時間に設定されている「救命入門コース」の追加、さらに「e-ラーニング」を活用した講習や「受講時間を分割した講習」の受講を可能としました。

(4)　救急安心センター

救急安心センターの普及啓発のため、札幌市において「救急安心センター講演会」を開催しました。講演会には、市民、医療関係者及び自治体関係者（消防機関、保健福祉部門）を中心に275名と多くの参加者が集まり、救急安心センターが広く住民に周知され、参加者からは、より効果的な救急搬送・医療体制の構築に寄与することを期待する意見がみられました。各実施地域において一定の効果が上がっており、今後も全国展開に向け普及・啓発を行なっていく必要があります。

(5)　救急隊員等が行う救急蘇生に関するガイドライン改訂への対応

ガイドライン変更に伴い、救急隊員の行う一次救命処置及び、消防機関が行う口頭指導について検討を行い、

それぞれの方針を示しました。

救急隊員が行う一次救命処置について、ガイドラインの主な課題として①Shock-firstとCPR-firstの優先順位、②ＣＰＲの着手手順、③胸骨圧迫交代のタイミング、④小児のＡＥＤ適応に関する事項の検討を行い、「救急隊員の行う心肺蘇生法について」（消防救第55号平成24年３月６日消防庁救急企画室長通知）を発出し、消防機関にて運用することとしました。

また、消防機関が行う口頭指導について、今後、消防庁が示すコールトリアージプロトコルの「聴取要領」部分との整合性を図っていく必要があり、指導技術の教育体制や事後検証の観点からも継続して検討する必要があります。

(6)　災害時における救急業務のあり方

東日本大震災を受けて、大規模災害時の救急業務について検討を行いました。

災害時においては、情報通信網が途絶し、搬送先医療機関へ連絡ができない場合があります。災害時にはＥＭＩＳ等により情報を把握する方法もありますが、被害が甚大な場合には、反映されるまでにタイムラグが生じる場合があることから、予め関係者間で対処方針を議論し、都道府県や市町村の地域防災計画等において、傷病者の受入れ医療機関について定めておくこと等が必要であるとしました。

また、大規模災害時におけるメディカルコントロール体制のあり方については、現行法の下では、医師の具体的指示が得られない場合は病院への搬送を優先する必要があり、有線回線途絶時においては、消防指令センターに医師を配置することや人員に余裕がある場合は、指示病院に連絡員とともに消防救急無線を配置することなど、医師の具体的な指示が得られるよう努めるものとしました。

さらに、緊急消防援助隊とともに被災地（災害現場）に同時に出動する医療チームがあれば、医療チームの医師から指示、指導・助言を受ける体制について検討することが可能となることから、都道府県は、移動手段、安全管理、指揮命令系統、災害補償及びその他検討すべき課題に配意した上で、緊急消防援助隊運用要綱第27条第２項の規定を踏まえ、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、都道府県隊の体制構築等に努める必要があるとしました。

4　おわりに

近年、救急出動件数は増加傾向にあり、今後も、人口構造の高齢化の進展などの要因から、救急出動件数はますます増加することが予測され、また、傷病者の搬送先となる救急医療機関は減少傾向にあり、救急搬送における受入医療機関の選定困難事例の発生が社会問題となるなど、救急の需要と供給のバランスが大きく変化しております。

これらを踏まえ、真に救急医療を必要とする人に適切にそれを提供する社会の構築など、新しい取組が必要であり、そのためには、救急搬送を含めた限りある医療資源を最大限に活用するとともに、救急隊員を含めた救急医療に携わる者の能力向上や救急医療に対する国民の理解と多数の方の応急手当講習受講などが重要であると考えます。

平成23年度の検討会において見出された結果や課題について、社会全体で共有できるようコンセンサスを得るとともに、より一層の救急行政の進展に励む所存です。

平成23年度「救助技術の高度化等検討会報告書」の概要について

参事官

平成23年度の検討会では、大規模な地震により、建物が倒壊／座屈した救助現場において、他の消防機関からの応援部隊を含めた多数の消防部隊や関係機関が連携した効果的な救助活動のための方策について、「倒壊／座屈建物での救助活動（運用）」をテーマに救助技術の高度化等検討会を開催しましたので、その概要について紹介します。

1　はじめに

発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等においては、倒壊／座屈建物での救助事案が多数発生する危険性が予測されています。大規模な地震により、建物が倒壊／座屈した救助現場において、他の消防機関からの応援部隊を含めた多数の消防部隊や関係機関が連携した効果的な救助活動のための方策を検討しました。

検討条件

【ABCビル】

【想定管轄消防本部の設定】

・消防本部規模200人～400人程度

【想定災害規模及び想定救助活動現場等の設定】

・震度6強クラス
・鉄筋コンクリート6階建て
・オフィス等複合用途
・1階部分座屈、15名閉じ込め 等

【想定活動隊】

・管轄消防本部（想定管轄消防本部）：指揮隊・消防隊・救助隊・救急隊 等
・応援隊：県内応援隊（陸上部隊・航空隊）、緊急消防援助隊（陸上部隊）
・その他関係機関：警察、医療機関、建設業者、行政機関 等（想定管轄本部及び応援隊を合計して、60人程度（警察等関係機関等の人数除く。））

＜検討の想定＞

＜救助活動モデルフロー図＞

ダブルブレードカッターの実地検証

ダイヤモンドチェーンソーの実地検証

倒壊／座屈建物での救助活動に使用する車両及び英国消防大学校訓練施設

2 検討の進め方

指揮隊、救助隊、救急隊等の消防隊に加え、医療機関、警察等の活動を時系列で取りまとめ、現実に即した救助活動モデル（６階建オフィスビルの座屈を想定）を作成しました。

検討にあたっては、過去の事故事例、高度救助資機材等の検証結果、英国救助体制の調査結果、国内で作成された先駆的な消防本部の活動要領等を参考にしました。

作成された救助活動モデルを一般化し、標準的な活動内容と留意事項等を示した「救助活動要領」を作成しました。

3 「救助活動要領」の概要

大規模地震による、倒壊／座屈建物での救助活動の特徴である長時間の活動、多数の関係機関による連携活動の必要性、二次災害の発生危険などの条件を踏まえて、活動内容を検討しました。活動ローテーションや建設業者等の関係機関との連携活動、安全管理員の選任などの内容を取り入れました。

主な内容は、次のとおりです。

(1)情報の把握

出場段階、現場到着、救助活動開始、活動終了までの各段階で確認すべき内容、情報収集先、報告等の情報の把握に関する事項

(2)活動区域の設定等

現場指揮本部、消防警戒区域、救助活動区域、退避エリア、現地調整所、避難場所、休憩場所等

(3)各隊の救助活動

ア　安全管理（各隊共通事項）（安全管理員の配置、監視のポイント、地震警報器の活用等）

イ　労務管理（各隊共通事項）（活動隊員の休憩時間・休憩場所の確保）

ウ　指揮隊の活動（安全管理、各隊の活動状況の把握、警防本部への報告等）

エ　救助隊の活動（救助活動方針の決定、安全管理員の選任、活動ローテーション等）

オ　消防隊の活動（救助隊・指揮隊・救急隊への活動支援）

(4)関係機関等との連携

現地調整所における、消防団、医療関係者、建設業者等との連携・調整事項、調整のポイント等

4 まとめ

今後、各消防本部は、当該「救助活動要領」を参考にして、それぞれの地域の状況に合った独自の活動マニュアルを作成するとともに、実効性の高い教育・訓練を実施し、倒壊/座屈建物の救助に係る活動能力の向上を期待します。

※報告書全文については、下記のＵＲＬからご覧になれますので、ぜひ参考にして下さい。http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240322_1houdou/01_houkokusyo.pdf

平成23年度消防功労者消防庁長官表彰

総務課

平成23年度消防功労者消防庁長官表彰式が、去る３月８日（木）午前10時30分からニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において、盛大に挙行されました。

本表彰式は、３月７日の「消防記念日」にちなんで、毎年この時期に実施されているものです。

今回受章された方々（団体）は、以下のとおりです。

◯功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策、消防教育の実施についてその成績が特に優秀な現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

◯永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ他の模範となると認められる現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

◯表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ他の模範となると認められる消防機関

◯竿頭綬

その成績が、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

◯表彰状

都道府県消防防災事務従事職員として永年勤務し、その成績が特に優秀で、かつ他の模範と認められる者

◯表彰数

表彰種別	受章数	内訳
功労章	174名	消防吏員　108名
		消防団員　65名
		消防教育職員　1名
永年勤続功労章	2,895名	消防吏員　1,186名
		消防団員　1,709名
表彰旗	30機関	
竿頭綬	3機関	
表彰状	2名	

表彰式は、消防庁長官の式辞の後、表彰種別ごとの代表者に章記等が授与され、ご来賓の方々からご祝辞をいただき、最後に受章者を代表して齊藤昌洋消防正監（鹿島地方事務組合消防本部）が謝辞を述べて終了しました。

なお、代表受領者は次の方々です。

表彰種別	所属・氏名等
功労章	埼玉県　春日部市庄和消防団 団長　小谷野孝男
永年勤続 功労章	福島県　鏡石町消防団 団長　大河原正雄
表彰旗	新潟県　魚沼市消防本部・魚沼市消防団
竿頭綬	静岡県　西伊豆広域消防本部
表彰状	愛知県防災局消防保安課　主幹　墨 和也

代表受領（功労章）する　小谷野孝男氏

代表受領（表彰旗）する
新潟県　魚沼市消防本部・魚沼市消防団

代表謝辞を述べる　齊藤昌洋氏

少年少女消防クラブフレンドシップ2012

防災課

去る３月26日（月）、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約350人が、総務省の講堂に集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2012」が開催されました。

クラブ員である少年少女たちは、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日頃から防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、講習会等への参加、火災予防ポスターの作成、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

平成23年５月１日現在、全国には約５千の少年消防クラブがあり、約43万人のクラブ員と、指導者約１万５千人が活動しています。全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：久保信保消防庁長官）では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2012」は、第１部「表彰式」、第２部「アトラクション」という構成で実施しました。

第１部「表彰式」では、久保長官から「特に優良な少年消防クラブ」として18団体、「優良な少年消防クラブ」として35団体、「優良な少年消防クラブ指導者」として９名が表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して熊本県の中通小学校少年消防クラブより、元気良く「お礼のことば」が述べられました。

第２部では、「都民と消防の架け橋」として演奏活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。

今回「少年少女消防クラブフレンドシップ2012」に参加した皆さんをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、「自分で守ろう、みんなで守ろう」を合言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブ活動は、指導者の方々の熱意によって支えられているといっても過言ではありません。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしくお願いいたします。

特に優良な少年消防クラブの表彰

長官祝辞

代表謝辞

第15回消防防災研究講演会（特別開催）の開催

消防研究センター

平成24年３月15日（木）、東京都墨田区京島の曳舟文化センターにおいて「消防の視点からみた東北地方太平洋沖地震」と題した第15回消防防災研究講演会（特別開催）を開催し（**写真1**）、420名（内訳：消防機関239、企業123、団体27、官公庁23、その他８）もの方々の参加を得ました（前回と併せると645名）。

この講演会は、去る平成24年１月27日に開催した第15回消防防災研究講演会に対し、定員（約200名）を大幅に上回るお申し込みを頂き、多くの方々に聴講をお断りせざるを得ない状況となりましたことから、追加開催されたものです。

講演内容は前回（消防の動き4月号参照）と同じく、消防庁・消防研究センターが実施してきた「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」による①津波に起因する火災、②危険物施設に係る被害、③消防活動への影響に関する調査結果の報告及び ④関西学院大学 室﨑益輝教授による特別講演「震災と消防」という構成としました。

聴講者から頂いたアンケートでは、前回と同様に多数（90％）の方々が有意義と回答されました。また、前回と合わせると回答者318名のうち292名（92％）の方々が有意義と回答されました（**図１**）。具体例（原文通り）を挙げますと、

・東日本大震災における津波と原発事故は記憶に残っているが、あらためて火災の大きさ、件数の多さを認識することができました（民間企業）。
・東日本大震災時の危険物施設に係る災害について、広く知ることができ、また、調査した生の声を聞くことができ、大変有意義であった（消防関連団体）。
・各都道府県や各市町村で防災（震災）計画の見直しを行っているところだと思う。その際に有益な事柄がたくさんあったので参考にしたい（消防職・団員）。

図１　講演会への満足度に関するアンケート
（前回と今回を合わせて、N=318）

写真１　講演会の様子（墨田区曳舟文化センターにおいて）

など、本講演会が今後その発生が逼迫しているとされている首都直下地震、南海トラフ沿いの巨大地震等への対応を考える一助になったものと考えております。

一方で、講演内容についての今後の希望に関するアンケート回答（原文のまま）では、

・研究センターの研究を消防機関でも施策や規定へ反映できればと考えています。更なる情報公開や消防吏員、機関に対する提言等がありましたらよろしくお願いいたします（消防職員・団員）。
・直接災害現場に出向いての調査結果は大変貴重なもの。有効な解析・検討を期待したい（民間企業）。
・津波火災の発生メカニズムについての研究成果を期待します（民間企業）。
・火災・コンビナート・津波についての調査結果はとても参考になりました。しかし、その結果から今後の震災にどのように反映されるかが課題だと思いました（消防職員・団員）。

など、調査結果の紹介にとどまらず、そこから何が言えるのか、そして対策としてはどのようなことが考えられるか、更なる検討を期待するご意見を賜りました。

消防研究センターでは今般の地震被害については、先ず何が起こったのかをきちんと後世に残すことを主として調査をして参りました。まだ全容把握に至っていないところもありますが、今後は貴重なご意見にしっかりと応えられるよう調査研究を実施していきたいと考えております。

なお、当日配布資料は以下から入手できます。

http://www.fri.go.jp/cgi-bin/hp/index.cgi?ac1=JPP1&ac2=42&ac3=762&Page=hpd_view　**第15回消防防災研究講演会資料** [PDF 15.9MB]

平成23年度国民保護共同訓練について

国民保護運用室

1. はじめに

武力攻撃事態等（外部からの武力攻撃等）及び緊急対処事態（大規模テロ等）が発生した際に、地方公共団体が的確かつ迅速に国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）を実施するためには、国民保護計画等が実効性のあるものであることが必要ですが、そのためには、平素から様々な事態を想定した実践的な国民保護訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携を図ることが重要です。

このため、消防庁では、平成17年度から国と地方公共団体が共同して行う国民保護訓練（国民保護共同訓練）を促進しています。

図１　平成17年度～23年度　共同訓練の実施状況

2. 国民保護共同訓練の実施状況

平成23年度までの国民保護共同訓練（以下、「共同訓練」という。）の実施状況は**図１**のとおりです。

平成17年度から平成21年度までの間に、全都道府県で少なくとも１回以上、共同訓練を実施しましたが、都道府県によって、実施回数や練度に差があるのが実情です。

平成23年度は、12道県において11訓練が実施され、広域避難に関わる検討や関係機関の連携強化など東日本大震災を踏まえた対応が盛り込まれました。（**表１**参照）

以下、平成23年度の共同訓練の特徴をいくつか紹介します。（写真参照）

表１　平成２３年度　共同訓練概要

実施道県	実施年月日	訓練種別	シナリオ概要
佐賀県	10月23日	実動訓練	日本国内で生物剤（天然痘）を用いたテロが発生し、国内で天然痘患者が発生。その後、佐賀県においても天然痘疑似患者が複数確認される。
愛媛県	11月7日	図上訓練	松山市内中心部のＪＲ松山駅及び伊予鉄道松山市駅において、国籍不明のテログループによる同時爆破テロ事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、松山空港において爆発物が発見されるとともに、逃走したテログループにより空港近隣施設における人質立て篭もり事案が発生する。
北海道	11月10日	実動訓練	【想定１】北広島市内及び石狩市内で爆発物使用のテロにより、多数の死傷者が発生し、さらに犯人グループが人質を取って、市内の施設に立て篭もったことから、近接市町村である札幌市への避難が必要となった。【想定２】イベント開催中の月寒ドームにおいて、化学剤入りの爆発物使用のテロにより、多数の死傷者が発生した。
新潟県	12月21日	図上訓練	上越市内の火力発電所及び近隣の化学工場において、テログループによる爆破、襲撃事案が発生し、多数の死傷者が発生する。
宮崎県	1月24日	図上訓練	宮崎市のサンマリンスタジアムで国際テロ組織による化学剤を伴う爆破テロ事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、宮崎県立芸術劇場駐車場内で化学剤と爆発物が積載された不審車両が発見される。
福井県	1月26日	図上訓練	武装グループがテロを計画中警察に見つかり逃走、一部が公共施設に逃げ込むが包囲され、化学剤を散布する。また異なる方面に逃走した武装集団も警察に包囲され大量の爆発物をもって車両内に立てこもる。
長崎県	1月29日	実動訓練	長崎空港において、国籍不明の武装グループによる爆弾テロが発生し、多数の死傷者が発生する。ほぼ同時に箕島大橋においても爆発事案が発生し、橋梁が破損したため長崎空港は海上に孤立状態となる。
福岡県	1月31日	図上訓練	北九州市内の油槽所において、国際テログループによる石油タンク等の爆破事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、化学剤を所持し逃走した同グループが国際会議場において人質をとって立てこもる。
岐阜県	2月2日	図上訓練	多治見市内の公共施設において、国際テログループにより生物剤が散布され、多数の住民が被害に遭うとともに、別の施設の爆破予告もなされ、立入禁止区域の設定や医療救護、避難等の保護措置が必要となる。
山形県	2月7日	図上訓練	山形駅構内において、化学剤を用いた爆破テロが実行され、多数の死傷者が発生する。その後、警察に発見された犯人グループがさくらんぼ東根駅内に立て篭もる。
兵庫県 徳島県	2月9日	図上訓練	兵庫県淡路市北部等において、武装工作員による攻撃が発生し、約４万人が屋内に避難。淡路市、警察及び自衛隊等と連携し、段階的に洲本市、南あわじ市及び徳島県の避難施設に域外避難を実施する。

(1) 佐賀県

天然痘を用いたテロを想定した共同訓練としては初めての実動訓練で、天然痘患者発生時の関係機関の対応や連携について実動で訓練するとともに、スクリーニング（接触者の把握）及びワクチン接種をドライブスルー方式で実施する等の新しい試みを実施

(2) 北海道

市域を越える住民避難を想定した実動訓練で、警察及び自衛隊による避難住民の警備や要援護者に対する配慮、市域を越えた避難住民の受け入れ等について実動で検証

(3) 長崎県

空港における爆弾テロを想定した共同訓練としては初めての実動訓練で、孤立した長崎空港（海上空港）における現場関係機関の連携や避難所における国際線乗客のＣＩＱ（税関・出入国管理・検疫）等を実施

(4) 兵庫県・徳島県

平成22年度の青森県・岩手県での訓練に引き続き、県域を越える大規模な住民避難を想定した図上訓練で、住民避難に関する調整要領や住民避難の際の安全確保要領等について検証

3. 平成23年度共同訓練の成果と教訓について

平成23年度共同訓練の主な成果と教訓については以下のとおりです。

(1) 訓練全般に関する事項

２回目の共同訓練実施となる都道府県も増加しましたが、いまだ取り組みには地域差が存在するため、消防庁としては、都道府県に対して訓練実施に関する中長期的な計画作成を促すとともに、実施回数の少ない都道府県や前回訓練から期間が空いている都道府県に対し、共同訓練実施に関する働きかけを行い、共同訓練を活性化させていくこととしています。

また、訓練の方向性を明確にしておく必要があるため、消防庁としては、都道府県に対して訓練推奨事例集を配布し、目指すべき理想像を提示する予定です。

(2) 情報収集・整理・共有に関する事項

情報収集に関して待ちの姿勢になりやすく、収集した情報の整理や共有が十分になされていない部分が見受けられたため、地方公共団体として『いつ』『なんのために』『どのような』情報が必要なのかを認識しておく必要があり、情報共有方策についても先進県の事例を参考にするなどして改善していく必要があります。

(3) 国との連携に関する事項

都道府県の対策本部における訓練ということから、効率的な国との連携が必要不可欠であるため、国が『いつ』『何のために』『どのような』情報を必要としているかについて、地方公共団体が認識しておく必要があります。

(4) 避難・救援に関する事項

市町村、都道府県それぞれの立場で実施すべき事項が何か、そのために必要な情報は何か、誰とどのような調整を行う必要があるかが整理できていないために、未調整事項が見受けられたので、地方公共団体として『いつ』『なんのために』『どのような』情報が必要なのかを認識しておく必要があります。

天然痘患者対応訓練
（佐賀県訓練）

広域避難訓練
（北海道訓練）

消防団等による重症者搬送訓練
（長崎県訓練）

今後の共同訓練の方向性としては、警察、自衛隊、海上保安庁等の治安機関が攻撃の予防鎮圧等の措置を実施している下での国民保護措置や、重要防護施設等へのテロなど新たな想定で訓練を実施していくとともに、指定（地方）公共機関（特に運送事業者や病院その他の医療機関）等より多くの機関の訓練への参加を促進し、連携を強化していく方針です。

4. おわりに

東日本大震災では、厳しい状況の中、関係機関が連携して活動し、広域の避難を実施しました。国民保護事案では、さらに武力を持った敵がいるという厳しい状況の中で、関係機関が連携して活動するとともに、広域の避難も必要になりますが、国民保護の対応と防災の対応との間には共通する部分も多く、国民保護訓練の成果は防災にも活かせる部分が多々あります。

今後も、国民保護訓練を実施する事により、武力攻撃事態等が発生した際に関係機関が密に連携して的確かつ迅速に国民保護措置を実施することができるようにするとともに、防災にもその成果を反映して国民の安全・安心を確保するために、関係者の皆様のより一層のご協力をお願いします。

緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会の開催

広域応援室

1． はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に地震等の大規模災害時に効果的かつ迅速な人命救助活動等を実施することを目的に、平成７年６月に創設されました。平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、平成15年の法制化以降初めてとなる消防庁長官の指示により、岩手・宮城・福島の主な被災３県を除く、全国44都道府県から8,854隊もの部隊が緊急消防援助隊として出動し、過酷な活動環境下において、長期間にわたる献身的な救援活動を実施してまいりました。国民の負託に応えるべく、安全・安心を守る役割を担っている緊急消防援助隊への期待は今後もますます高まってくることと思われます。一方で、今回の派遣における緊急消防援助隊の体制及び運用面において、多くの課題が抽出されております。消防庁としてはそうした諸課題に対し可及的速やかに対応する必要があることから、緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会を開催し、総合的な検討を行っているところです。今回は、平成23年度緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会について、その概要とこれまでの審議内容についてご紹介いたします。

2． 緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会について

この会議は緊急消防援助隊の運用に関する事項について検討し､迅速かつ的確な運用を図ることを目的として、開催することとしています。会議の委員は議長の消防庁応急対策室長から指名を受けた専門部会員26名（次期地域ブロック合同訓練担当都道府県消防防災主管課長、指揮支援部隊登録消防本部警防担当課長相当職、全国消防長会事業企画課長）によって構成され、検討事項に関し必要な調査･検討を行います。平成23年度については、東日本大震災における活動を踏まえた今後の緊急消防援助隊の運用に関する事項について、９月、12月、２月（書面会議）の計３回を開催し、専門部会員の皆様から忌憚のない意見を頂戴し、ご審議いただきました。しかしながら、今回の東日本大震災での緊急消防援助隊の活動は、過去に類をみない出動事例となり、抽出された課題についても多岐にわたっていることから、平成24年度についても、本専門部会を継続して開催し、課題とその解決に向けた方向性について審議していくこととしております。

3． これまでの審議内容

（1）平成23年度第１回緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会

ア　開催日時　平成23年９月13日（火）
13時30分～16時30分

イ　開催場所　消防庁消防防災・危機管理センター

ウ　審議内容

（ア）東日本大震災における被害状況等の概要について

（イ）東日本大震災での消防庁の対応及び緊急消防援助隊の活動概要について

（ウ）東日本大震災において抽出された課題について（意見交換）

・緊急消防援助隊の迅速・確実な被災地への到達に向けて

・広範囲かつ長時間に及ぶ広域消防応援体制の強化

（2）平成23年度第２回緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会

ア　開催日時　平成23年12月７日（水）
13時30分～16時30分

イ　開催場所　消防庁消防防災・危機管理センター

ウ　審議内容

平成23年度第１回緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会

平成23年度第２回緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会

（ア）緊急消防援助隊の出動に係る課題と対策について

・広範囲かつ甚大な被害への出動計画について

・出動体制について【迅速な出動、出動可能隊数報告の迅速化】

・後方支援体制について【後方支援部隊の運用、計画の見直し、後方支援部隊の登録、車両・資機材の配備】

・情報共有体制について【次期動態情報システムの活用、燃料補給・道路情報】

・航空機を利用した確実な消防部隊投入等

・海外救助部隊の受入れについて

（イ）緊急消防援助隊の効果的かつ実効的な運用について（意見交換）

（３）平成23年度第３回緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会

ア　書面会議

本会議につきましては、過去２回の会議での審議結果を踏まえ、課題と解決に向けた今後の方向性を整理し、専門部会員の皆様からご意見をいただく書面会議として実施しました。

イ　検討課題

（ア）緊急消防援助隊に係る課題と解決に向けた方向性

・広範囲かつ甚大な被害への出動計画について

・出動体制について【迅速な出動、出動可能隊数報告の迅速化】

・後方支援体制について【後方支援部隊の運用、計画の見直し、後方支援部隊の登録、車両・資機材の配備、直接的な後方支援の検討】

・受援体制の強化について

・情報共有体制について【次期動態情報システムの活用、消防庁・各都道府県・各消防本部・出場部隊・現地との情報共有】

・多角的な部隊投入手段について【航空機を活用した部隊投入の検討】

・長期的活動を支える活動拠点施設について

・海外救助部隊の円滑な受入れについて

（イ）緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画の見直しについて

４．おわりに

質・量・期間の全ての面において過去に類のない出動事例となった東日本大震災においては、様々な課題や教訓を得たところですが、東海地震などの巨大地震の切迫性が指摘される中、更なる活動能力の向上に生かしていくことが求められるところです。消防庁といたしましては、これまでの検証により抽出された課題の解決に向けて、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

皆様方におかれましては、更なる緊急消防援助隊の充実強化に向けた各種取組に対し、より一層のご支援とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

岡山県　倉敷市消防局

岡山県　倉敷市消防局
消防局長　片山　龍三

自然の恵みと　ひとの豊かさで個性きらめく倉敷

当市は、岡山県の南西部に位置し、瀬戸内海と一級河川の高梁川の恵みを受けて、遠い昔からその歴史を刻んできました。江戸時代には天領として栄え、美観地区の倉敷川河畔には白壁土蔵造りの蔵や町屋が立ち並び、文化と観光の街として全国からたくさんの観光客が訪れています。平成17年８月には、吉備真備公ゆかりの真備町、マスカット王国の船穂町と合併し、人口は約48万人、中国地方では、広島市、岡山市に次ぐ第３の都市で、気候は温暖で年間を通じ降水量は少なく、昔から災害の少ない地域です。

災害に強い「安全・安心のまちづくり」を目指して

当市の消防体制は、１局（４課）４署３分署８出張所であり、464名（うち再任用職員13名）の職員と1,997名（うち女性団員80名）の消防団員が一丸となり、消防事務を受託する隣接の早島町と浅口市金光町を併せ、管轄面積383.34㎢、人口50万4,981人の安全・安心を担っています。

救急現場で脳卒中の重症度を評価し、t－PA静注療法実施可能な病院へ迅速に患者を搬送し、後遺症をできる限り残さないようにするシステムであるＫＰＳＳ（Kurashiki Prehospital Stroke Scale）や、「救マーク」制度の導入、また、国内有数の水島コンビナート地区の保安防災に産官学が協力して、世界最高水準の安全なコンビナート実現のため、様々な取組を続けています。

当局では本年、コンテナ、平ボディ積換え式の積載車を導入し、高度救助資機材等を予めコンテナ内に収納しておくことで、約２分でコンテナを選択、積載し、出動することができるようにするなど、消防装備の整備充実も図っています。

「安心して暮らせるまち」を目指して

当市では、平成16年９月に発生した台風16号、台風18号の大雨による甚大な被害を経験し、消防庁舎の新築移転をはじめ、近い将来に発生が危惧される東海・東南海・南海地震に備えるため消防防災体制の充実強化を図ってまいりました。

今後とも、あらゆる危険性を想定し、消防組織力の強化を目的に若手消防職員を対象とした消防活動基本訓練をはじめ、消防団員の確保と自主防災組織の育成強化、地域住民の防災意識の向上と住宅用火災警報器の普及促進、コンビナート防災体制の強化等を図り、「安心して暮らせるまち」を目指して消防職団員一丸となって取り組んでまいります。

栃木県

非常招集訓練を実施

足利市消防本部

足利市消防本部は、初動体制の確立や危機管理意識の高揚を図るため、3月11日、「午前6時58分頃、足利市に震度6強の直下型地震が発生した」という状況を想定し、消防職員による非常招集訓練を実施しました。午前7時に消防防災情報（Eメール）で地震発生を全消防職員に配信したところ、徒歩・自転車・バイク等の限られた交通手段で110名の職員が参集。完了時間は最短10分、平均40.2分でした。この参集状況を検証し、非常招集体制の検討を図っていきます。

中央消防署職員の参集状況

滋賀県

国際消防救助隊総合訓練の実施

大津市消防局

大津市消防局では、平成24年3月16日（金）に国際消防救助隊の総合訓練を実施しました。訓練では、国際標準技術で必要な「ショアリング（倒壊建物安定化技術）」、「クリビング（重量物安定化技術）」等を駆使し、「ＣＳＲ（狭隘空間内救助）」を実施しながら要救助者を救出しました。

今後も当消防局では海外派遣はもちろんのこと、国内大規模災害でも通用する隊員育成に努め、いかなる時でも大規模地震災害に対応できるよう取組んでいきます。

狭隘空間で要救助者を搬送する隊員

消防通信   ぼうろう

大阪府

「家庭から火事を出さない」誓いを新たに

吹田市消防本部

吹田市家庭防火クラブは3月18日、吹田市文化会館において発足30周年記念式典を開催しました。式典では、市長から家庭防火クラブ連絡協議会に、消防長から各家庭防火クラブにそれぞれ感謝状が贈呈されました。クラブ員など100名が参加､今後も家庭における防火責任者として「家庭から絶対に火事を出さない」をモットーに防火運動を展開していくことを誓いました。

吹田市家庭防火クラブ発足30周年記念式典の様子

沖縄県

海上保安署との合同訓練を実施

宮古島市消防本部

宮古島市消防本部は、3月18日、平良港に停泊中のフェリー船内において、宮古島海上保安署と合同救助訓練を実施。消防本部職員8名の指導のもと、巡視船乗組員23名、フェリー乗組員11名に対し、船舶内災害を想定し、心肺蘇生法やＡＥＤ取扱訓練等の救急講習会、空気呼吸器取扱、濃煙検索救助、ロープ結索等の訓練を行いました。これは、平成22年度に締結した「救助技術等に係る相互協力に関する覚書」に基づく4回目の訓練であり、相互の連携強化を確認しました。

合同訓練実施状況

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科 NBCコース（第1回）

消防大学校では、平成24年３月５日から16日までの12日間、全国から集まった緊急消防援助隊のNBC災害対応要員等63名に対し、その業務に必要な知識及び能力を習得させることを目的として「NBCコース（第１回）」を実施しました。

本コースは、昨年度までの「NBC・特別高度救助コース」を再編し、NBC災害対策科目を中心にしたものであり、救助隊員に加え、指揮隊要員、消防隊員及び特殊災害対応要員が受講することとなったことから、NBC災害対応における現場管理（初動活動要領、部隊運用要領、現場指揮要領）の習熟に重点を置いたカリキュラム構成としています。

座学では、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐による「NBCテロ対策」の講義をはじめ、各方面で活躍されている方々からの講義によりN（核物質）、B（化学物質）及びC（生物剤）災害発生時における活動要領及び専門的知識の習得を図りました。

実科訓練では、東京消防庁本郷化学機動中隊から先着小隊の初動対応及び指揮隊による部隊運用について、横浜市消防局特別高度救助隊及び特殊災害対応隊からBC災害発生時の活動要領について、横須賀市消防局南特別救助隊から放射性物質輸送時における事故発生時の活動要領について、講義、訓練展示、訓練指導と細やかな指導を受けました。

最終段階では、学生による「出動指令」、「防護服着装」、「乗車」、「時間差現場到着」、「先着隊の活動」、「指揮隊・後着隊の活動」、「増強隊要請」、「終焉」といった一連の流れを想定した総合訓練を実施するとともに、訓練実施後の検討会で活発な意見交換を行いました。

今後は、消防大学校での教育訓練の成果をそれぞれの職場において発揮し、更なる活躍を期待します。

BC災害対応訓練（横浜市消防局訓練指導）

総合訓練（現場指揮本部）

新任教官科（第５期）

消防大学校では、平成24年３月６日から16日までの11日間、全国の消防学校の新任教官87名を対象に新任教官科（第５期）の教育訓練を実施しました。

本科は、消防学校の教育訓練担当者に対し、必要な専門知識及び技術を習得させることを目的としており、講義技術に関すること（教育心理学、教育技法、講義演習等）、学校の運営・管理に関すること（メンタルヘルス、体育理論、安全管理等）及び各学生による課題研究発表を柱として編成しています。

具体的な講義内容としては、効果的、効率的な教育訓練の方法、講義の組立てのほか、講義実習で全員の模擬講義を収録し、学生が自らの話し方を知るとともに、学生相互に評価、検討を行うなど、より良い講義を行うための手法を学びました。

また、課題研究では、消防学校の教官として不安に感じている点や学校教官として抱える問題、疑問等につい

てグループ討議を行い、その結果を各グループごとに学生それぞれが発表を行い、聴き手の学生一人一人が発表者に対して講評を行うことで、講義実施者としての自信を深めるとともに、問題解決への糸口を探りました。

研修を終えた学生からは、「教育心理学、教育技法などを学ぶことにより、私が教官でよいのだろうかという不安を少し解消することができた」、「今までやってきた中での間違いや反省点を見直すことができた」、「各学校の取組の違いや問題点を共有することにより、疑問点や問題点の解消への糸口を見い出すことができた」などの意見が寄せられました。

消防は、その取り巻く環境が複雑多様化する一方で、熟練職員の大量退職、市町村消防の広域化等、様々な課題を抱えており、こうした状況に的確に対応していくため、人材育成は従来にも増して一層重要なものとなっています。

新任教官科の卒業生においては、研修を通して習得した知識、技術にさらに磨きをかけ、全国の各消防学校において熱意に満ちた教官として、優秀な消防職員の育成に大きな力を発揮することが期待されます。

入校式（総代宣誓）

課題研究発表会

教育技法Ⅰ（講義演習）

体育理論

消防大学校成績優秀者（学生番号順）

科　　名（期）	氏　　名	所属消防本部（都道府県）
予防科（第91期） 1月17日～3月2日　47名	佐藤　正則 本村　隆寿 長岡　伸也 井上佐登司 牧瀬　竹彦	成田市消防本部（千葉県） 寒川町消防本部（神奈川県） 川西市消防本部（兵庫県） 八幡浜地区施設事務組合消防本部（愛媛県） 福岡市消防局（福岡県）

広報資料 6月分

6月3日～9日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年６月の第２週（平成24年度は６月３日（日）から６月９日（土）までの７日間）を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会との共催により、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、広く国民の方々に対して啓発活動を展開しています。

危険物安全週間期間中は、全国各地で「実施方針」に示す各種取り組みが行われます。

平成24年度危険物安全週間推進ポスター

モデル　田中　将大さん（プロ野球選手）

実施方針

（１）危険物施設における保安体制の整備促進

ア　危険物施設の事故防止対策の推進と業種を超えた事故情報の共有化

イ　危険物施設における地震・津波対策の推進

ウ　危険物施設の効果的な日常点検等による安全対策の推進

エ　安全性確保を図るための保安教育の充実

オ　危険物事故防止アクションプランに沿った事故防止対策の徹底

（２）危険物の保安に対する意識の啓発

ア　多様な機会を通じた危険物の保安に対する意識の啓発

イ　講演会、研修会等の開催

（３）危険物保安功労者の表彰

危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰等

平成24年度「第11回危険物事故防止対策論文」

（応募数25編）

○消防庁長官賞（２編）

受賞者　株式会社カネカ　高砂工業所　特殊樹脂製造部
古川　直樹　　大谷　昌秀
福田　一生　　山内　章
論文名　『質問表評価を利用した自部署の安全文化醸成に向けた取り組み』

受賞者　東京消防庁　品川消防署　予防課
片寄　雅之
論文名　『ＮＡＳ電池の課題と対策（他県で発生した火災をうけて）』

（敬称略）

電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります（下図参照）。

電気火災の主な発火源（平成23年（概数））

平成23年の火災件数は、4万9,972件となっており、そのうち電気火災は7,080件で全体の14.2%を占めています。（各数値は「火災報告」による。）

電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1．電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節的に使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用をやめ、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2．電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

また、アイロンやヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくと火災の原因となります。使用しないときは、機器のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。

使用後はすぐにスイッチを切る習慣をつけましょう

3．電気配線等からの出火防止

家電製品やＯＡ機器の普及により、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。

たこ足配線はやめましょう！

また、差込プラグにほこり等が付着したまま長い間コンセントに差し込んだ状態にしておくことにより、差込プラグの両刃間に電気が流れ、ショートして火災になることがあります（トラッキング火災）。

トラッキング現象

外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、差込プラグを抜いたり、付着したほこりなどを取り除くようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が載った状態であると、その部分に負荷がかかり、断線して出火する可能性がありますので、大変危険です。

傷ついたコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。

コードを束ねて使うのはやめましょう。

【注意事項】

1．使用しないときには、コンセントから抜く。
2．たこ足配線は、絶対にやらない。
3．差込プラグに付着したほこりなどは取り除く。
4．傷んだコードは使用しない。
5．コードは束ねた状態で使用しない。

津波による災害の防止

防災課

四方を海に囲まれた我が国は、地震を原因とする津波被害を受けやすく、そのたびに多くの尊い人命が失われてきました。昨年３月に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とする海溝型地震とそれに伴う巨大な津波により、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に各地で甚大な被害が生じ、死者・行方不明者は２万人近くにものぼっています。

では、津波による被害を防ぐためには、どうすれば良いのでしょうか。答えは「すばやく高台に逃げる」ことです。

そこで、地方公共団体においては、津波避難対象地域、避難地、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知・徹底するとともに、津波発災時の迅速かつ正確な情報の収集・伝達、避難勧告等の迅速な発令等の対応が求められます。消防庁では、昨年度「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を開催し、東日本大震災に係る主な被災３県の沿岸市町村への聞き取り調査等を行い、地方公共団体における地域防災計画の見直しに際しての参考事例等を取りまとめました。今後は各地方公共団体において津波対策の充実・強化に向けた、地域防災計画の見直しや防災・減災対策が推進されることとなります。

しかし、このような行政側の対策だけでは津波被害を防ぐことはできません。大切なのは、住民一人ひとりが津波に対する防災意識を高くもち、地震が発生したら「すばやく高台に逃げる」ことです。

そのために、いざというときに備えて、地域単位で津波避難計画を策定しておくことが重要です。消防庁では今年度「津波避難対策推進に関する検討会（仮称）」を開催し、各地域における津波避難計画の策定に向けた取組を一層促進することとしています。

計画策定の進め方としては、都道府県レベルで、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波被害予測（浸水予測図の作成）等を実施し、市町村レベルで、住民に対する津波浸水予想地域等の必要な情報・知識等の提供や支援を実施します。そして、これらの支援を基に地域住民が具体的な避難目標地点や避難経路の検討を行う等の役割を果たすことが求められます。津波避難計画の策定には、地域住民自身が計画策定に積極的に参画することが大きなポイントとなります。さらに策定した計画に基づき、訓練等を繰り返し、検証を通じて、不断に見直していくことで、より実効性の高い計画が得られるとともに、避難に対する意識の向上が図られていきます。

実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る！」といった自覚を持ち、津波避難計画に基づく日頃の訓練を通じて防災意識の向上を図り、大きな揺れや、小さくとも長くゆっくりとした揺れを感じたら、すぐに安全な場所へ逃げるという行動をとることが重要なのです。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「すばやく逃げる」ことです。

→「自分の命は自分で守る！」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが行動することが大切です。

※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に来襲する可能性があります。

「揺れたら逃げる」

「警報を聞いたら逃げる」

■消防庁人事

平成24年３月31日付

氏　　名	新	旧
原　　正　之	出向（総務省大臣官房付へ）（危険物保安技術協会理事長）	次長
鶴　巻　郁　夫	出向（総務省大臣官房付へ）（千葉県総務部次長 兼 総合企画部次長（人口問題関係統計データ動態分析）兼 防災危機管理部次長（原発事故対応））	国民保護・防災部防災課国民保護室長
本　島　茂　夫	総務課課長補佐 辞職（消防試験研究センター総務部総務課長へ）	総務省大臣官房秘書課課長補佐
歌　　道　徳	総務課主査 辞職（消防団員等公務災害補償等共済基金会計課調査役へ）	消防試験研究センター試験課課長補佐
野　村　政　樹	出向（総務省大臣官房付へ）（奈良県知事公室次長（防災計画担当））	総務課理事官
桑　原　　健	出向 併任解除（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（市原市危機管理監）	総務課主幹 併任 総務課会計監査専門官
塩　谷　壮　史	辞職（神戸市消防局予防部担当課長へ）	総務課企画係長
石　井　幸　樹	出向（総務省大臣官房秘書課主査へ）（地方公共団体金融機構審査室主査）	総務課主査
稙　葉　圭　司	出向（総務省大臣官房秘書課へ）（地方公共団体金融機構経営企画部リスク管理統括課システム管理係長）	総務課
澤　田　淳　一	出向（総務省大臣官房付へ）（自治体国際化協会ソウル事務所上席調査役）	消防・救急課理事官
齋　藤　　勉	出向 併任解除（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（首都高速道路株式会社建設事業部土地グループ上級メンバー）	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹
谷　本　裕　幸	辞職（神戸市消防局兵庫消防署消防防災課長へ）	消防・救急課救急企画室課長補佐
村　瀬　敬　章	辞職（札幌市消防局予防部予防課防火安全係長へ）	予防課企画調整係長 併任 予防課制度係長 併任 予防課防災管理係長
池　町　彰　文	辞職（北九州市消防局総務部訓練研修センターへ）	予防課
大　髙　　浩	辞職（東京消防庁葛西消防署予防課危険物兼調査担当係長へ）	予防課消防技術政策室主査
玉　越　孝　一	辞職（東京消防庁装備部装備課化学車製作係長へ）	予防課危険物保安室危険物指導調査係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長
松　木　義　明	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（地方公務員災害補償基金総務課次長）	予防課特殊災害室課長補佐
小野山　　正	辞職（兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課副課長（関西広域連合広域防災局災害対策課長付副課長）へ）	国民保護・防災部防災課震災対策専門官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
上　坂　勇　人	辞職（北海道総合政策部総務課主査へ）	国民保護・防災部防災課震災対策係長
常　木　孝　浩	出向（総務省大臣官房秘書課主査へ）（各務原市都市戦略部企画財政総室財政課長）	国民保護・防災部防災課消防団係長
長　濱　俊　伸	辞職（仙台市消防局総務部管理課企画情報係長へ）	国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援企画係長 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援調整係長
久　恒　　衛	辞職（福岡市消防局総務部職員課人事係長へ）	国民保護・防災部参事官付国際協力係長
寺　山　猛　夫	出向（総務省大臣官房秘書課主査へ）（自治体衛星通信機構公的個人認証サービスセンター事務主査）	消防大学校庶務課庶務係長
飯　野　育　子	総務課主査 定年退職	消防団員等公務災害補償等共済基金総務課調査役
吉　原　　浩	定年退職	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官

平成24年４月１日付

氏　　名	新	旧
長谷川　彰　一	次長	総務省大臣官房付
佐々木　克　樹	出向（総務省大臣官房付へ）（内閣府大臣官房審議官（防災担当）併任 防災対策推進検討室長）	国民保護・防災部長
大　庭　誠　司	国民保護・防災部長	総務課長
室　田　哲　男	総務課長	総務省自治行政局地域政策課長
仲　田　忠　司	総務課消防技術政策室長	予防課消防技術政策室長
秋　葉　　洋	消防大学校消防研究センター技術研究部長 併任 消防大学校教授	予防課特殊災害室長
渡　辺　剛　英	予防課特殊災害室長	経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課火災対策室長
五　味　裕　一	国民保護・防災部防災課国民保護室長	総務省大臣官房付
杉　原　隆　光	長官付出向（総務省大臣官房付へ）（国土交通省小笠原総合事務所長）	救急振興財団事務局総務部長 兼 総務課長事務取扱
河　野　太　郎	総務課理事官	総務省自治税務局都道府県税課理事官
池　田　隆　雄	総務課主幹 併任 総務課会計監査専門官併任解除	国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹
田　中　大　介	出向（総務省自治税務局都道府県税課主幹へ）	総務課総務係長
原　　大　介	総務課総務係長	総務省自治財政局財政課財政計画係長
明　田　大　吾	総務課企画係長 併任解除	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室テロ対策係長
細　美　和　彦	出向（総務省自治行政局選挙部政治資金課支出情報開示室開示第一係長へ）	総務課会計第一係長
吉　野　　敦	総務課会計第一係長	総務省自治財政局公営企業課準公営企業室病院事業係長

篠　﨑　太　郎	出向（総務省自治財政局公営企業課出資法人係長へ）	総務課会計第二係長
西　嶋　大　文	総務課会計第二係長	総務省自治行政局市町村体制整備課体制整備第一係長
宗　　　有　隆	出向（総務省自治行政局住民制度課住民台帳第一係長 併任 総務省自治行政局住民制度課コミュニティ振興係長 併任 総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室へ）	総務課表彰係長
高　橋　大　樹	総務課表彰係長	総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室連携交流係長
青　木　偉　彦	出向（総務省自治行政局行政課行政第四係長へ）	総務課
南　谷　康　介	総務課	総務省大臣官房秘書課
秋　山　勝　則	出向（総務省自治財政局交付税課検査係長へ）	総務課
倉　内　佳　織	総務課	総務省大臣官房秘書課
山　本　哲　弥	総務課	総務省大臣官房秘書課
金　子　　　洋	総務課 出向（内閣官房副長官補付へ）	札幌市消防局予防部指導課
入　川　真　耶	出向（総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室へ）	総務課
中　川　裕　敬	総務課	総務省大臣官房秘書課
井　上　裕　章	出向（総務省自治行政局選挙部政治資金課収支公開室へ）	総務課
鈴　木　一　駿	総務課	総務省大臣官房秘書課
青　野　　　諒	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
熊　谷　剛　一	総務課消防技術政策室課長補佐 併任 予防課課長補佐	予防課消防技術政策室課長補佐
桑　原　一　徳	総務課消防技術政策室主査	東京消防庁葛西消防署予防課危険物兼調査担当課長
篠　原　雅　彦	総務課消防技術政策室主任研究官	予防課消防技術政策室主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官
内　藤　浩　由	総務課消防技術政策室	予防課消防技術政策室 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部
廣　川　幹　浩	総務課消防技術政策室 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部	消防大学校消防研究センター技術研究部
渡　辺　道　治	消防・救急課課長補佐	総務省大臣官房政策評価広報課広報室広報報道専門官
舞　立　昇　治	出向 併任解除（総務省自治財政局公営企業課準公営企業室課長補佐 併任 総務省自治財政局公営企業課課長補佐へ）	消防・救急課課長補佐 併任 消防・救急課広域化推進専門官 併任 消防・救急課消防職員専門官
中垣内　隆　久	消防・救急課課長補佐 併任 消防・救急課広域化推進専門官 併任 消防・救急課消防職員専門官	総務省大臣官房秘書課課長補佐
佐々木　冬　周	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹	総務省自治行政局選挙部政治資金課政党助成室企画係長
城　田　裕　司	消防・救急課職員第一係長 併任 消防・救急課職員第二係長 併任 消防・救急課教養係長	横浜市消防局港南消防署上永谷消防出張所長
野　口　貴　博	出向（総務省自治行政局公務員部福利課へ）	消防・救急課
末　金　拓　真	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
長谷川　　　学	出向 併任解除（厚生労働省医政局指導課課長補佐へ）	消防・救急課救急専門官 併任 消防・救急課救急企画室課長補佐
日野原　友佳子	消防・救急課救急専門官 併任 消防・救急課救急企画室課長補佐	厚生労働省老健局総務課課長補佐
橋　本　直　明	消防・救急課救急企画室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
定　岡　由　典	消防・救急課救急企画室課長補佐	神戸市消防局総務部庶務課企画係長
玉　岡　広　志	消防・救急課救急企画室	
滝　　　陽　介	出向（総務省自治税務局都道府県税課課長補佐へ）	予防課課長補佐
福　西　竜　也	予防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
椎　名　大　介	併任 総務課消防技術政策室課長補佐 併任解除	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐
目　貫　　　誠	出向 併任解除 免（総務省自治財政局公営企業課主幹 併任 総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室主幹 併任 総務省自治財政局公営企業課準公営企業室主幹 命 総務省自治財政局公営企業課制度企画係長事務取扱 命 総務省自治財政局公営企業課経営管理係長事務取扱へ）	予防課主幹 併任 予防課消防技術政策室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 併任 予防課特殊災害室主幹 命 予防課行政係長事務取扱
小　鍋　泰　弘	予防課主幹 併任 総務課消防技術政策室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 併任 予防課特殊災害室主幹 命 予防課行政係長事務取扱	総務省自治財政局地方債課企画係長
竹　本　吉　利	予防課設備係長 併任 予防課法令係長	予防課危険物保安室危険物施設係長
齋　藤　貴　幸	予防課企画調整係長 併任 予防課制度係長 併任 予防課防災管理係長	札幌市消防局総務部総務課企画広報係長
児　玉　邦　彦	併任 総務課消防技術政策室主査 併任解除	予防課予防係長 併任 予防課消防技術政策室主査
阿　部　俊太朗	予防課	
中　本　敦　也	出向（経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課火災対策室長へ）	予防課危険物保安室課長補佐
三　浦　　　宏	予防課危険物保安室課長補佐	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐
鈴　木　健　司	予防課危険物保安室危険物指導調査係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長	東京消防庁八王子消防署総務課経理係長
七　條　勇　佑	予防課危険物保安室危険物施設係長	内閣官房副長官補付
古　澤　法　夫	予防課特殊災害室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
中　道　一　義	国民保護・防災部防災課震災対策専門官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課課長補佐 兼 管理係長

茂　原　伸　幸	国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹	総務省自治財政局公営企業課出資法人係長
川　合　清　和	総務省（総務省中部管区行政評価局第一部評価監視調査官へ）	国民保護・防災部防災課防災企画係長
黒　瀬　　　悟	国民保護・防災部防災課防災企画係長	総務省九州管区行政評価局行政相談官
日　野　広　洋	国民保護・防災部防災課震災対策係長	北海道総務部総務課主査
伊　藤　　　淳	国民保護・防災部防災課消防団係長	総務省自治行政局公務員部福利課管理係長
岡　澤　尚　美	国民保護・防災部防災課主査 併任解除	予防課設備係長 併任 予防課法令係長
阿　部　　　真	出向（総務省自治財政局公営企業課へ）	国民保護・防災部防災課
岩　片　慧　久	国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
青　島　一　路	併任 国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
安　藤　真　之	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐	神戸市消防局予防部建築危険物課長
椿　本　　　元	出向 併任解除（総務省自治行政局選挙部政治資金課支出情報開示室主幹へ）	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹
山　中　日出男	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹	総務省自治税務局固定資産税課企画係長
中　嶋　仁　美	国民保護・防災部防災課国民保護運用室運用係長心得 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室テロ対策係長心得	東京消防庁防災部震災対策課
萱　津　雅　弘	併任解除 国民保護・防災部参事官補佐	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部参事官補佐
伊　藤　　　要	併任解除	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部参事官補佐
伊　藤　倫　明	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	愛知県防災局災害対策課主任主査
谷　神　善　洋	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策第一係長	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策係長
和　田　隼　人	国民保護・防災部防災課応急対策室応急対策第二係長	奈良県産業・雇用振興部工業振興課主査
佐　藤　　　恵	国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援企画係長 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援調整係長	仙台市消防局防災安全部防災安全課応急対策係主査
鈴　木　知　基	国民保護・防災部防災課応急対策室主査 併任解除	消防・救急課職員第一係長 併任 消防・救急課職員第二係長 併任 消防・救急課教養係長
天　野　　　宏	国民保護・防災部防災課防災情報室主査 併任 国民保護・防災部参事官付主査 併任解除	国民保護・防災部防災課防災情報室 併任 国民保護・防災部参事官付
永　野　伸　治	総務事務官（国民保護・防災部参事官付国際協力係長）に採用する行政職俸給表（一）３級３７号俸を給する	福岡市消防局東消防署警備課救急係長
近　藤　　　泉	出向 併任解除（総務省政治資金適正化委員会事務局主幹へ）	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 消防大学校庶務課主幹
中　西　　　享	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 消防大学校庶務課主幹	総務省自治行政局選挙部政治資金課支出情報開示室開示第一係長
里　見　誠　一	消防大学校庶務課庶務係長	総務省大臣官房秘書課主査
奥　冨　眞　弓	消防大学校調査研究部主査 併任解除	総務課主査 併任 消防大学校庶務課主査
古　川　広　紀	総務課主査 併任 消防大学校庶務課主査	総務省大臣官房秘書課主査
山　田　　　實	免	消防大学校消防研究センター研究統括官 併任 消防大学校教授 命 消防大学校消防研究センター技術研究部長事務取扱
佐　宗　祐　子	併任解除 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防大学校教授 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官
田　村　裕　之	併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官
塚　目　孝　裕	併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官
久保田　勝　明	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任 総務課消防技術政策室主任研究官	予防課消防技術政策室主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官
髙　梨　健　一	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任解除	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官

平成24年４月６日付

氏　　名	新	旧
石　山　英　顕	国民保護・防災部防災課広域応援室長	国民保護・防災部防災課広域応援対策官
萱　津　雅　弘	国民保護・防災部防災課広域応援室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官
伊　藤　倫　明	国民保護・防災部防災課広域応援室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
佐　藤　　　恵	国民保護・防災部防災課広域応援室広域応援企画係長 併任 国民保護・防災部防災課広域応援室広域応援調整係長 併任解除	国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援企画係長 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室広域応援調整係長
大　住　　　武	国民保護・防災部防災課広域応援室航空係長	国民保護・防災部防災課応急対策室航空係長
鈴　木　知　基	国民保護・防災部防災課広域応援室広域応援施設係長	国民保護・防災部防災課応急対策室主査
矢　竹　千　洋	併任 国民保護・防災部防災課広域応援室課長補佐	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
森　田　壽　彦	併任 国民保護・防災部防災課広域応援室課長補佐	国民保護・防災部防災課航空専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
伊　藤　　　要	併任 国民保護・防災部防災課広域応援室課長補佐	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
茂　原　伸　幸	併任 国民保護・防災部防災課広域応援室主幹	国民保護・防災部防災課主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室主幹
鈴　木　雄　貴	併任 国民保護・防災部防災課広域応援室	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室
岩　片　慧　久	併任 国民保護・防災部防災課広域応援室	国民保護・防災部防災課

■３月の主な通知

発番号	日　付	あて先	発信者	標　題
消防特 第35号	平成24年3月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
消防災 第100号	平成24年3月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部防災課長	津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）
消防災 第101号	平成24年3月9日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	融雪出水期における防災態勢の強化について（通知）
消防危 第70号	平成24年3月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成24年度危険物事故防止アクションプランの取組について
消防危 第71号 消防特 第39号	平成24年3月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の一部変更について
消防危 第77号	平成24年3月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について
消防予 第125号	平成24年3月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）
消防予 第126号	平成24年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の一部を改正する件等の公布について（通知）
消防予 第127号	平成24年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について（通知）
消防予 第119号	平成24年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について
消防予 第118号	平成24年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成２４年度全国統一防火標語について
消防危 第88号	平成24年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用について
消防消 第69号 消防災 第123号	平成24年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部防災課長	「訓練時における安全管理マニュアル（改訂版）」の送付等について
消防予 第129号	平成24年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	アーケードに添架する装飾等について建築基準法第44条の規定に基づく許可の運用について（情報提供）
消防予 第130号	平成24年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁予防課長	構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の２階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について
消防特 第62号	平成24年3月30日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	異常現象の発生時における迅速な通報の確保について（通知）
消防特 第63号	平成24年3月30日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について（通知）
消防危 第89号	平成24年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	認定事業所が行う変更工事に係る完成検査済証等の交付の迅速化に向けた手法について
消防危 第90号	平成24年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「消火設備及び警報に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について（通知）」の一部改正について
消防危 第91号	平成24年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部改正について
消防危 第92号	平成24年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について

■広報テーマ

５　月	
①住宅用火災警報器等の普及促進	予防課
②風水害への備え	防災課
③e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課

６　月	
①危険物安全週間	危険物保安室
②災害時要援護者対策の促進	防災課
③電気器具の安全な取扱い	予防課
④津波による災害の防止	防災課

平成24年度 危険物安全週間推進ポスター

消防庁ホームページ　http://www.fdma.go.jp

消防の動き　2012年 5月1日発行第493号（毎月1回発行）編集発行／消防庁総務課（Fire and Disaster Management Agency）住所／〒100-8927 東京都千代田区霞が関２－１－２　電話03（5253）7521　FAX 03（5253）7531　編集協力／株式会社ジャパンジャーナル